



質 問

- ① 相談者：産廃収集運搬業者
- ② 相談案件：マニフェスト伝票の扱い
- ③ 内容：洋服等販売時に使用のハンガーを回収し、他県の資源化中間処理施設に搬入する場合のマニフェスト伝票の記入方法
- ④ 質問
  - ・処理施設に持ち込むマニフェスト伝票の廃プラの処分方法は何と記入するか？
  - ・最終処分は何と記載するか？

回 答

- ① 処理施設において破碎され、ペレット化されて、売却される場合には、破碎（再生）と記載する。これにより最終処分が再生であることが表示される。
- ② レットになった時点で廃棄物を卒業したことになる。
- ③ マニフェスト伝票は、D 票と E 票が同時に処理の確認印を受けることが出来る。

